

【修了確認期限】

(1) 栄養教諭免許状以外の旧免許状を所持している場合

旧免許状所持者については、免許状に有効期限が定められていないことから、最初の修了確認期限は次の<表1>のとおり生年月日より①から⑩のグループに分けられている。

<表1>

	生年月日	最初の修了確認期限	免許更新講習の受講期間
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～昭和60年4月1日	令和2年3月31日	平成30年2月1日～令和2年1月31日

(2) 栄養教諭の旧免許状を所持している場合

平成21年3月31日までに授与された栄養教諭の旧免許状を有している場合は、<表1>を適用せず、<表2>を参照する。

なお、栄養教諭の旧免許状と、それ以外に旧免許状を所持する場合であっても表2をに従う。

<表2>

	免許状を授与された日	最初の修了確認期限	免許更新講習の受講期間
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日

(3) 新免許状の更新

新免許状については、教員免許状に有効期限が記載されている。